

大口町告示第71号

大口町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を廃
止する要綱

大口町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年大口町告示第93号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、この要綱による廃止前の大口町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱第12条の規定は、廃止後もなお、その効力を有する。